

平成18年度 介護給付費実態調査結果の概況

(平成18年5月審査分～平成19年4月審査分)

目次

調査の概要	1ページ
結果の概要	
1 受給者の状況	
(1) 年間受給者数	2
(2) 要介護(要支援)状態区分の変化	3
(3) 性・年齢階級別にみた受給者の状況	5
2 受給者1人当たり費用額	
(1) サービス種類別にみた受給者1人当たり費用額	6
(2) 都道府県別にみた受給者1人当たり費用額	7
3 居宅サービスの状況	
(1) 利用状況	8
(2) 訪問介護	9
(3) 福祉用具貸与	10
4 地域密着型サービスの状況	11
5 施設サービスの状況	
(1) 要介護状態区分別にみた単位数・受給者1人当たり費用額	12
(2) 退所(院)者の入所(院)期間別割合	13
統計表	14
用語の定義	16

介護給付費実態調査の結果は厚生労働省ホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、介護サービスに係る給付費の状況を把握し、介護報酬の改定など、介護保険制度の円滑な運営及び政策の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とした。

なお、本調査は統計法に基づく届出統計である。

2 調査の範囲

各都道府県国民健康保険団体連合会が審査したすべての介護給付費明細書、給付管理票を集計対象とした。

ただし、福祉用具購入費、住宅改修費など市区町村が直接支払う費用（償還払い）は含まない。

3 調査の時期

毎月（平成18年5月審査分～平成19年4月審査分）

4 調査事項

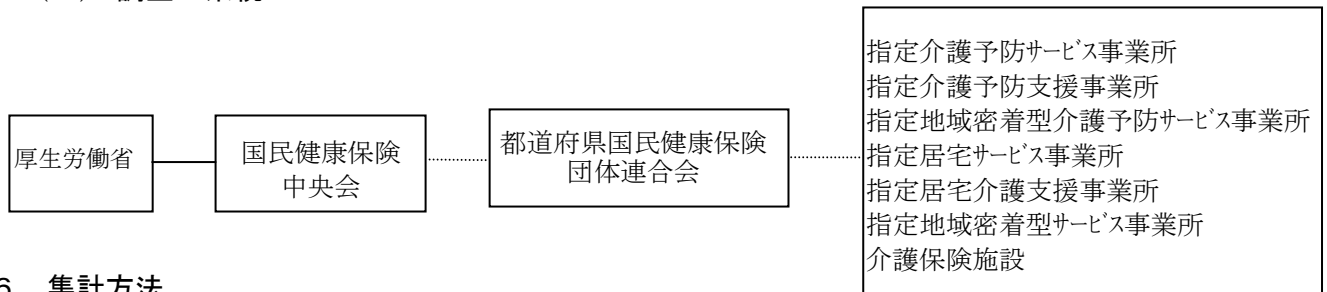
- (1) 介護給付費明細書…性、年齢、要介護(要支援)状態区分、サービス種類別単位数・回数等
- (2) 給付管理票……………性、年齢、要介護(要支援)状態区分、サービス種類別計画単位数等

5 調査の方法及び系統

(1) 調査の方法

国民健康保険中央会の取りまとめのもとに、各都道府県国民健康保険団体連合会において審査した介護給付費明細書等のデータをコピーし、厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する方法により行った。

(2) 調査の系統



6 集計方法

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
表章単位の2分の1未満の場合	0.0
減少数の場合	△

(2) 原審査分について集計している。

(3) 数値はそれぞれの表章単位未満での四捨五入のため、計に一致しない場合がある。

(4) 介護保険制度改正により、平成18年4月1日から新たに介護予防サービス及び地域密着型サービスが開始された。併せて介護報酬改定が実施された。

○介護報酬改定率 △0.5%

結果の概要

1 受給者の状況

(1) 年間受給者数

平成18年5月審査分から平成19年4月審査分(以下「1年間」という。)における介護予防サービス及び介護サービスの年間累計受給者数をみると42,984.1千人となっており、そのうち介護予防サービス受給者数は4,760.1千人、介護サービス受給者数は38,238.5千人となっている。

また、年間実受給者数(平成18年4月から平成19年3月の各サービス提供月において、1度でも介護予防サービスまたは介護サービスを受給した者)は4,295.6千人となっており、平成17年度と比較すると102.8千人減少している。(表1、表2)

表1 受給者数の年次推移

(単位:千人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	対前年度増減数
年間累計受給者数	35,961.8	39,541.8	42,011.4	42,984.1	972.7
年間実受給者数	3,706.4	4,136.3	4,398.4	4,295.6	△102.8

注:1)「年間累計受給者数」は、各年度とも5月から翌年4月の各審査月の介護サービス受給者の合計である。

2)「年間実受給者数」は、各年度とも4月から翌年3月の各サービス提供月の介護サービス受給者について名寄せを行ったものであり、当該期間中に被保険者番号の変更があった場合には、別受給者として計上している。

表2 サービス種類別にみた受給者数

平成18年5月審査分～平成19年4月審査分
(単位:千人)

介護予防サービス			介護サービス		
	年間累計受給者数	年間実受給者数		年間累計受給者数	年間実受給者数
総数	4,760.1	802.7	総数	38,238.5	4,104.7
介護予防居宅サービス	4,623.8	796.4	居宅サービス	26,986.5	3,144.2
訪問通所	4,483.8	774.1	訪問通所	25,080.4	2,959.3
介護予防訪問介護	2,275.6	396.9	訪問介護	11,799.3	1,521.8
介護予防訪問入浴介護	2.6	0.7	訪問入浴介護	962.2	139.9
介護予防訪問看護	136.5	27.5	訪問看護	2,902.4	391.9
介護予防訪問リハビリテーション	23.2	5.4	訪問リハビリテーション	355.8	56.9
介護予防通所介護	1,753.5	319.1	通所介護	10,848.8	1,357.3
介護予防通所リハビリテーション	660.6	121.5	通所リハビリテーション	4,803.3	602.1
介護予防福祉用具貸与	555.0	118.9	福祉用具貸与	10,573.2	1,375.2
短期入所	53.4	22.2	短期入所	3,189.2	634.6
介護予防短期入所生活介護	43.3	17.9	短期入所生活介護	2,565.3	504.9
介護予防短期入所療養介護(老健)	9.4	4.4	短期入所療養介護(老健)	606.7	156.1
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0.7	0.4	短期入所療養介護(病院等)	62.8	17.5
介護予防居宅療養管理指導	94.0	19.6	居宅療養管理指導	2,565.5	352.3
介護予防特定施設入居者生活介護	99.8	18.3	特定施設入居者生活介護	871.7	107.1
介護予防支援	4,460.1	776.4	居宅介護支援	25,240.7	3,021.8
介護予防地域密着型サービス	13.9	3.1	地域密着型サービス	1,954.6	223.1
介護予防認知症対応型通所介護	4.9	1.1	夜間対応型訪問介護	3.8	0.8
介護予防小規模多機能型居宅介護	2.7	0.7	認知症対応型通所介護	473.4	63.6
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	6.3	1.3	小規模多機能型居宅介護	29.5	6.5
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	0.0	0.0	認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	1,433.2	152.6
			認知症対応型共同生活介護(短期利用)	1.3	0.6
			地域密着型特定施設入居者生活介護	4.3	0.7
			地域密着型介護老人福祉施設サービス	10.8	1.2
			施設サービス	9,844.4	1,075.3
			介護福祉施設サービス	4,806.4	483.0
			介護保健施設サービス	3,645.6	454.8
			介護療養施設サービス	1,436.5	195.2

注:1年間のうち介護予防サービスと介護サービスの両方を受けた者は、それぞれに計上される。

表3 サービス体系別にみた受給者数の月次推移

(単位：千人)

	平成18年 5月審査分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成19年 1月審査分	2月	3月	4月
介護予防サービス総数	45.2	125.5	198.7	266.6	334.4	404.2	463.0	507.7	547.8	583.7	620.7	662.6
介護予防居宅サービス	37.2	115.0	186.9	254.7	321.5	391.0	451.2	495.3	536.6	572.7	610.1	651.6
介護予防地域密着型サービス	0.1	0.3	0.5	0.7	0.9	1.1	1.4	1.6	1.6	1.7	1.9	2.0
介護サービス総数	3 451.1	3 501.7	3 407.3	3 332.7	3 261.6	3 194.8	3 129.5	3 084.0	3 036.9	2 985.1	2 934.3	2 919.6
居宅サービス	2 535.0	2 565.0	2 473.3	2 403.7	2 319.4	2 252.4	2 193.1	2 145.2	2 098.0	2 040.9	1 989.8	1 970.8
地域密着型サービス	146.3	155.0	156.6	159.8	160.5	161.8	165.3	166.9	168.5	169.7	170.9	173.5
施設サービス	800.4	816.9	815.7	811.8	825.0	824.2	824.4	823.5	825.1	825.0	823.5	829.0

〈参考〉 サービス種類別にみた受給者数の年次推移(介護保険制度改正前)

(単位：千人)

	年間累計受給者数			年間実受給者数		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 数	35 961.8	39 541.8	42 011.4	3 706.4	4 136.3	4 398.4
居 宅 サービス	26 893.4	29 983.1	32 220.4	2 925.2	3 289.1	3 513.7
訪問通所	25 414.6	28 045.4	29 774.9	2 793.6	3 110.9	3 288.6
訪問介護	12 024.0	13 514.3	14 296.8	1 454.5	1 619.7	1 695.2
訪問入浴介護	1 046.5	1 024.1	989.1	153.3	151.5	148.6
訪問看護	3 000.7	3 061.9	3 094.4	399.8	412.8	417.6
訪問リハビリテーション	245.7	248.9	252.3	35.8	36.5	36.6
通所介護	9 924.4	11 123.0	12 166.7	1 185.7	1 358.7	1 478.2
通所リハビリテーション	4 870.0	5 166.6	5 369.8	587.9	629.6	653.4
福祉用具貸与	9 520.3	11 208.0	12 376.1	1 203.5	1 388.2	1 507.9
短期入所	2 665.2	2 909.2	3 083.9	574.2	616.9	649.4
短期入所生活介護	2 041.9	2 252.0	2 430.2	432.0	470.1	504.8
短期入所療養介護(老健)	591.0	625.2	626.8	167.1	171.6	169.7
短期入所療養介護(病院等)	75.4	80.4	73.3	23.8	23.7	20.9
居宅療養管理指導	2 267.5	2 352.1	2 458.7	307.6	325.9	341.1
認知症対応型共同生活介護	566.8	905.9	1 198.5	73.0	111.6	142.9
特定施設入所者生活介護	325.8	464.2	650.8	38.5	55.5	78.1
居宅介護支援	25 293.4	28 042.1	29 720.3	2 841.5	3 159.7	3 338.8
施設サービス	9 000.3	9 361.6	9 673.7	991.0	1 065.4	1 111.3
介護福祉施設サービス	4 167.3	4 374.9	4 612.2	417.3	460.2	492.9
介護保健施設サービス	3 217.8	3 378.7	3 540.6	414.5	445.6	470.1
介護療養施設サービス	1 658.0	1 654.1	1 568.5	219.0	220.2	210.7

(2) 要介護(要支援)状態区分の変化

平成18年5月審査分における受給者のうち、平成18年4月から平成19年3月の各サービス提供月について1年間継続して介護予防サービスまたは介護サービスを受給した者(以下「年間継続受給者」という。)は、2,506.0千人となっており、年間継続受給者の要介護(要支援)状態区分を平成18年4月と平成19年3月で比較すると、「要支援1」～「要介護1」の軽度の受給者が1,122.4千人から953.4千人に減少している(表4)。

また、「要介護2」～「要介護4」の要介護(要支援)状態区分の変化割合をみると、それぞれの要介護度で、軽度化よりも重度化の割合が高くなっている(図1)。

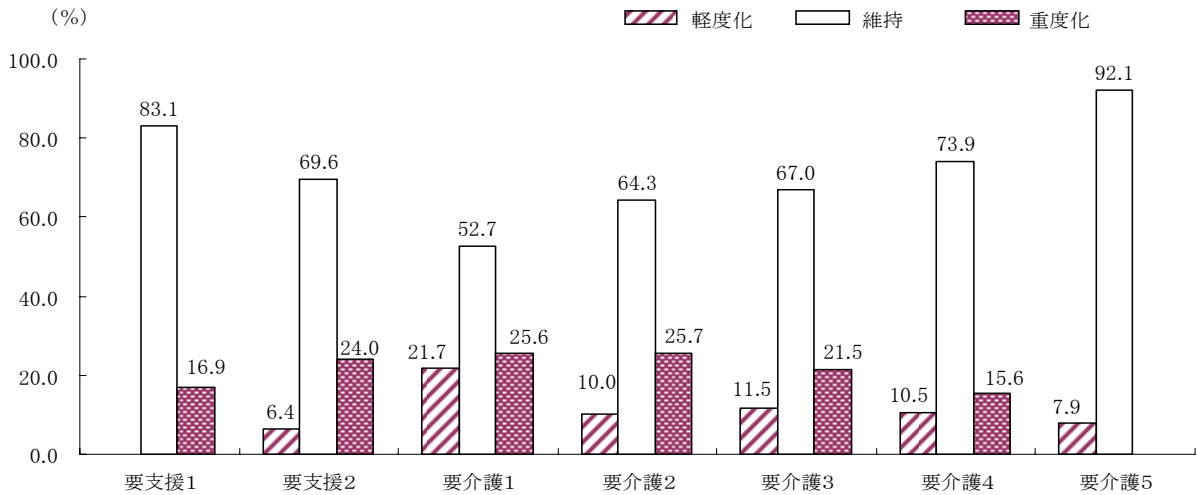
平成18年4月の介護保険制度改正により平成18年4月で「経過的要介護」となった受給者は、平成19年3月には75.0%が「要支援1」「要支援2」へ移行している(図2)。

表4 年間継続受給者数の要介護(要支援)状態区分の変化別割合

(単位:%)

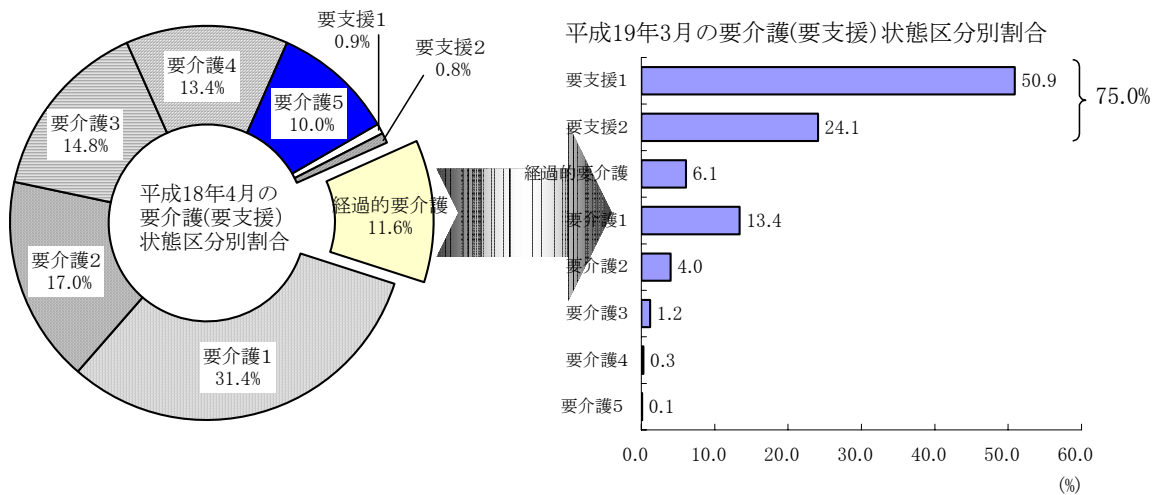
		平成19年3月									
		総数 (2,506.0千人)	要支援1 (206.5千人)	要支援2 (227.2千人)	経過的要介護 (20.1千人)	要介護1 (499.6千人)	要介護2 (469.8千人)	要介護3 (413.4千人)	要介護4 (365.7千人)	要介護5 (303.8千人)	
			(953.4千人)								
平成18年4月	総数 (2,506.0千人)	(100.0%)	100.0	8.2	9.1	0.8	19.9	18.7	16.5	14.6	12.1
	要支援1 (21.9千人)	(0.9%)	100.0	83.1	8.2	・	5.6	2.1	0.7	0.2	0.1
	要支援2 (21.1千人)	(0.8%)	100.0	6.4	69.6	・	12.6	8.4	2.2	0.6	0.2
	経過的要介護 (291.5千人)	(11.6%)	100.0	50.9	24.1	6.1	13.4	4.0	1.2	0.3	0.1
	要介護1 (788.0千人)	(31.4%)	100.0	4.7	16.7	0.3	52.7	18.0	5.7	1.5	0.3
	要介護2 (424.9千人)	(17.0%)	100.0	0.3	1.7	0.0	8.0	64.3	19.6	5.0	1.1
	要介護3 (372.0千人)	(14.8%)	100.0	0.1	0.4	0.0	1.7	9.3	67.0	17.9	3.6
	要介護4 (336.7千人)	(13.4%)	100.0	0.0	0.1	0.0	0.3	1.6	8.5	73.9	15.6
	要介護5 (250.0千人)	(10.0%)	100.0	0.0	0.0	-	0.1	0.3	1.0	6.5	92.1

図1 年間継続受給者数の要介護(要支援)状態区分の変化別割合



注: 要介護1の軽度化には、平成18年4月の介護保険制度改正により要支援2へ移行した受給者を含む。

図2 年間継続受給者のうち経過的要介護の要介護(要支援)状態区分の変化



(3) 性・年齢階級別にみた受給者の状況

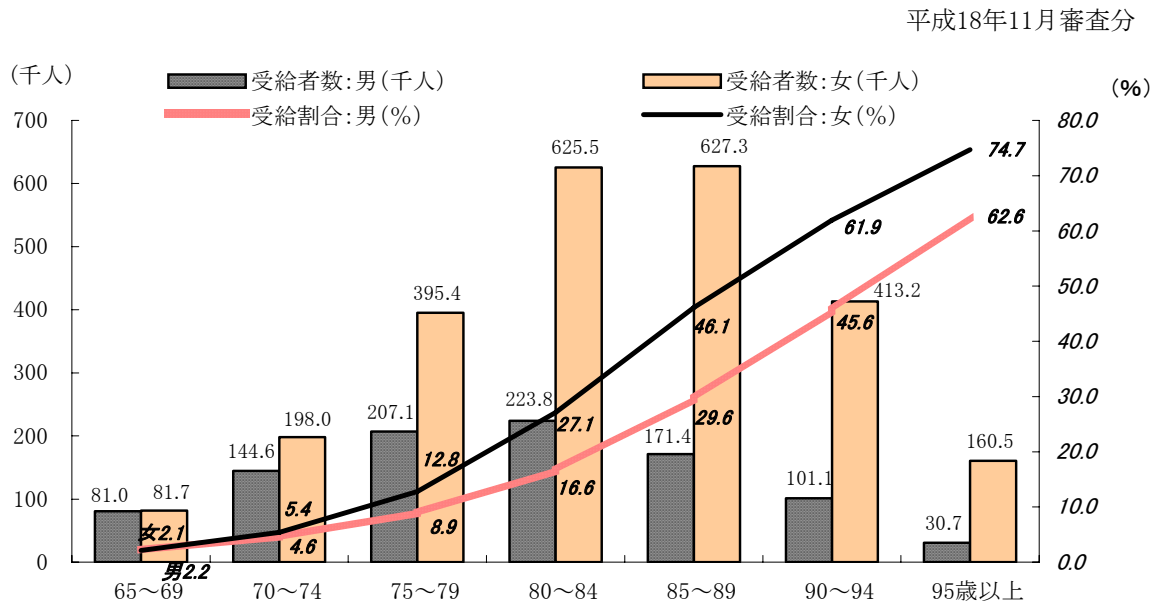
平成19年4月審査分における認定者数4,509.6千人のうち、受給者数は、3,580.4千人となっており、性別にみると、「男」1,025.3千人(28.6%)、「女」2,555.1千人(71.4%)となっている。また、認定者に対する受給者の割合をみると、「男」75.8%、「女」80.9%となっている。(表5)

65歳以上の年齢階級別人口に占める受給者の割合を男女別に見ると、「70～74歳」以降の全ての階級において、女性の受給割合が男性を上回っている(図3)。

表5 性別にみた認定者数・受給者数

	認定者数(千人)①		受給者数(千人)②		構成割合(%)		受給者割合(%)②/①	
	平成19年 4月審査分	平成18年 4月審査分	平成19年 4月審査分	平成18年 4月審査分	平成19年 4月審査分	平成18年 4月審査分	平成19年 4月審査分	平成18年 4月審査分
総数	4,509.6	4,559.8	3,580.4	3,547.5	100.0	100.0	79.4	77.8
男	1,351.8	1,368.8	1,025.3	1,017.2	28.6	28.7	75.8	74.3
女	3,157.8	3,191.0	2,555.1	2,530.3	71.4	71.3	80.9	79.3

図3 性・年齢階級別にみた65歳以上人口に占める受給者の割合



注:人口は、総務省統計局「平成18年10月1日現在推計人口(総人口)」を使用した。

2 受給者1人当たり費用額

(1) サービス種類別にみた受給者1人当たり費用額

平成19年4月審査分の受給者1人当たり費用額は148.9千円となっており、介護保険制度改正前の平成18年4月審査分と比較すると3.6千円増加している(表6)。

平成18年5月審査分と平成19年4月審査分の受給者1人当たり費用額を、サービス種類別に比較すると、介護予防福祉用具貸与などで減少し、介護サービスにおいては全てのサービスで増加している(表7)。

表6 受給者1人当たり費用額の年次推移

(単位:千円)

	平成16年4月 審査分	平成17年4月 審査分	平成18年4月 審査分	平成19年4月 審査分	対前年同月 増減額
	総数	161.8	160.4	145.3	148.9

注:平成17年10月1日、平成18年4月1日には介護報酬改定が行われている。

表7 サービス種類別にみた受給者1人当たり費用額および費用額累計

介護予防サービス

	1人あたり費用額 (単位:千円)		平成18年度 費用額・累計 (単位:百万円)
	平成18年 5月審査分	平成19年 4月審査分	
総数	33.0	38.1	177 902
介護予防居宅サービス	32.0	34.2	155 941
訪問通所	30.3	32.2	143 303
介護予防訪問介護	19.8	20.4	46 378
介護予防訪問入浴介護	34.7	34.9	84
介護予防訪問看護	25.1	26.8	3 562
介護予防訪問リハビリテーション	21.0	23.0	514
介護予防通所介護	33.9	35.0	61 136
介護予防通所リハビリテーション	39.0	40.7	26 739
介護予防福祉用具貸与	11.8	7.2	4 890
短期入所	34.8	34.5	1 845
介護予防短期入所生活介護	33.9	33.3	1 444
介護予防短期入所療養介護(老健)	36.7	39.5	372
介護予防短期入所療養介護(病完等)	18.5	35.7	29
介護予防居宅療養管理指導	8.6	9.4	858
介護予防特定施設入居者生活介護	105.6	102.2	9 935
介護予防支援	6.6	4.3	20 108
介護予防地域密着型サービス	167.2	128.7	1 853
介護予防認知症対応型通所介護	46.6	41.3	204
介護予防小規模多機能型居宅介護	-	63.1	167
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	243.0	243.2	1 482
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	-	47.4	0

介護サービス

	1人あたり費用額 (単位:千円)		平成18年度 費用額・累計 (単位:百万円)
	平成18年 5月審査分	平成19年 4月審査分	
総数	139.9	173.9	5 994 499
居宅サービス	81.2	106.9	2 522 557
訪問通所	71.3	93.5	2 052 941
訪問介護	48.9	62.3	648 215
訪問入浴介護	52.0	56.8	53 558
訪問看護	40.2	44.2	122 594
訪問リハビリテーション	22.8	25.5	8 681
通所介護	59.9	75.2	729 844
通所リハビリテーション	62.0	75.1	327 087
福祉用具貸与	15.1	15.6	162 963
短期入所	85.7	91.2	283 112
短期入所生活介護	86.2	92.0	228 833
短期入所療養介護(老健)	77.0	79.7	48 159
短期入所療養介護(病完等)	93.5	97.9	6 119
居宅療養管理指導	9.6	10.0	25 076
特定施設入居者生活介護	180.2	190.2	161 429
居宅介護支援	10.4	11.3	274 524
地域密着型サービス	216.2	224.0	428 268
夜間対応型訪問介護	17.3	20.6	70
認知症対応型通所介護	94.3	106.8	47 939
小規模多機能型居宅介護	160.3	182.8	5 280
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	252.5	265.6	371 216
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	55.1	77.5	85
地域密着型特定施設入居者生活介護	185.8	193.6	806
地域密着型介護老人福祉施設サービス	267.8	270.9	2 873
施設サービス	275.6	286.7	2 769 149
介護福祉施設サービス	252.9	262.5	1 237 804
介護保健施設サービス	262.4	276.1	984 265
介護療養施設サービス	373.4	388.2	547 080

注:1) 受給者1人当たり費用額=費用額/受給者数

2) 費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額、利用者負担額の合計額である。市町村が直接支払う償還払い等は含まない。

(2) 都道府県別にみた受給者1人当たり費用額

平成19年4月審査分における受給者1人当たり費用額を都道府県別にみると、介護予防サービスは石川県が41.7千円と最も高く、次いで福井県が41.3千円、愛媛県が40.8千円となっている。介護サービスでは、高知県が193.7千円、次いで石川県及び佐賀県が192.9千円となっている。(表8)

表8 都道府県別にみた受給者1人当たり費用額

平成19年4月審査分

(単位:千円)

	介護予防サービス				介護サービス			
	総数	介護予防居宅サービス	介護予防地域密着型サービス		総数	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
全国	38.1	34.2	128.7	全国	173.9	106.9	224.0	286.7
北海道	39.7	35.6	135.6	北海道	172.7	84.4	240.7	292.8
青森県	39.4	34.9	174.9	青森県	154.6	87.1	245.0	282.2
岩手県	38.4	34.5	84.0	岩手県	163.1	91.3	213.4	278.9
宮城県	37.3	33.1	163.0	宮城県	167.2	105.3	219.1	276.1
秋田県	36.0	32.7	158.0	秋田県	153.6	86.0	234.1	276.7
山形県	40.7	36.5	124.2	山形県	170.7	103.1	208.1	270.8
福島県	39.0	35.2	156.6	福島県	165.1	100.1	202.5	275.1
茨城県	39.6	35.3	140.7	茨城県	166.4	99.1	245.4	274.0
栃木県	37.6	33.8	76.2	栃木県	167.9	106.0	211.3	279.4
群馬県	39.8	36.1	105.0	群馬県	176.5	111.7	242.7	275.4
埼玉県	37.4	33.7	159.3	埼玉県	165.0	104.2	231.7	282.6
千葉県	37.8	34.4	120.6	千葉県	167.1	109.3	229.2	279.4
東京都	36.8	33.1	82.5	東京都	175.6	116.7	170.0	296.1
神奈川県	38.6	34.9	130.1	神奈川県	171.8	110.4	230.2	291.4
新潟県	39.2	35.1	81.9	新潟県	179.7	110.2	187.0	285.2
富山県	40.6	36.5	143.5	富山県	179.0	106.6	227.2	296.2
石川県	41.7	37.2	218.4	石川県	192.9	107.4	248.1	290.5
福井県	41.3	37.4	92.1	福井県	185.7	112.5	198.3	283.0
山梨県	39.5	35.8	257.6	山梨県	174.8	117.4	235.3	270.3
長野県	37.2	33.6	68.2	長野県	169.4	106.3	175.1	279.0
岐阜県	37.9	33.7	138.6	岐阜県	176.0	108.9	236.2	273.9
静岡県	40.2	36.0	129.9	静岡県	181.3	113.0	199.5	284.6
愛知県	40.0	36.1	137.3	愛知県	176.5	115.8	231.3	286.4
三重県	37.7	34.0	193.9	三重県	171.0	109.6	235.8	279.7
滋賀県	37.5	34.1	53.7	滋賀県	172.9	111.4	184.2	285.6
京都府	33.6	30.0	69.8	京都府	168.0	99.8	195.5	298.3
大阪府	34.5	30.8	143.7	大阪府	170.0	109.2	237.9	295.0
兵庫県	36.6	32.8	109.3	兵庫県	176.5	111.8	214.4	287.5
奈良県	37.4	33.7	87.1	奈良県	166.3	106.6	236.4	276.6
和歌山県	36.0	31.8	135.2	和歌山県	178.0	116.0	227.7	284.3
鳥取県	38.9	34.8	57.6	鳥取県	184.0	109.9	211.2	276.8
島根県	39.8	35.6	85.1	島根県	180.0	108.5	210.3	282.2
岡山県	40.0	36.0	146.8	岡山県	172.8	104.4	243.0	279.5
広島県	38.2	34.2	135.2	広島県	178.7	109.9	231.1	288.8
山口県	38.6	34.7	93.7	山口県	183.0	101.6	205.4	295.5
徳島県	39.4	34.9	209.6	徳島県	188.9	98.1	245.4	296.2
香川県	40.3	36.3	122.7	香川県	171.2	100.3	230.4	277.3
愛媛県	40.8	36.1	201.7	愛媛県	162.7	91.9	252.5	288.2
高知県	37.7	33.6	191.8	高知県	193.7	107.2	248.1	309.9
福岡県	38.4	34.3	138.0	福岡県	185.7	111.8	240.1	294.6
佐賀県	38.3	33.9	164.5	佐賀県	192.9	112.2	240.8	289.8
長崎県	38.1	33.7	168.6	長崎県	184.3	105.3	247.0	280.4
熊本県	39.4	35.5	92.6	熊本県	192.0	107.5	227.6	297.9
大分県	38.4	34.4	131.2	大分県	175.0	107.2	214.8	280.4
宮崎県	38.0	34.3	115.7	宮崎県	180.0	109.7	248.8	288.8
鹿児島県	39.3	35.1	168.3	鹿児島県	170.4	91.1	242.5	282.8
沖縄県	39.3	35.8	81.4	沖縄県	187.3	129.4	197.1	280.4

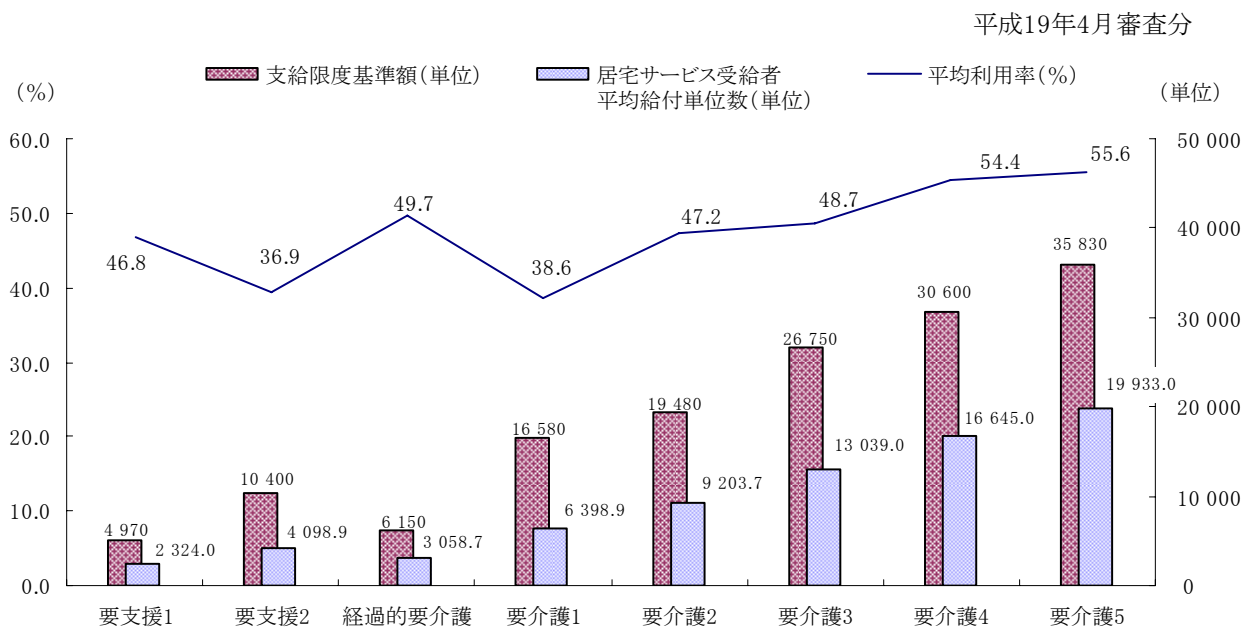
3 居宅サービスの状況

(1) 利用状況

平成19年4月審査分における平均利用率（居宅サービス受給者平均給付単位数の支給限度基準額（単位）に対する割合）を要介護（要支援）状態区別にみると、「要介護5」55.6%が最も高く、次いで「要介護4」54.4%、「経過的要介護」49.7%となっている（図4）。

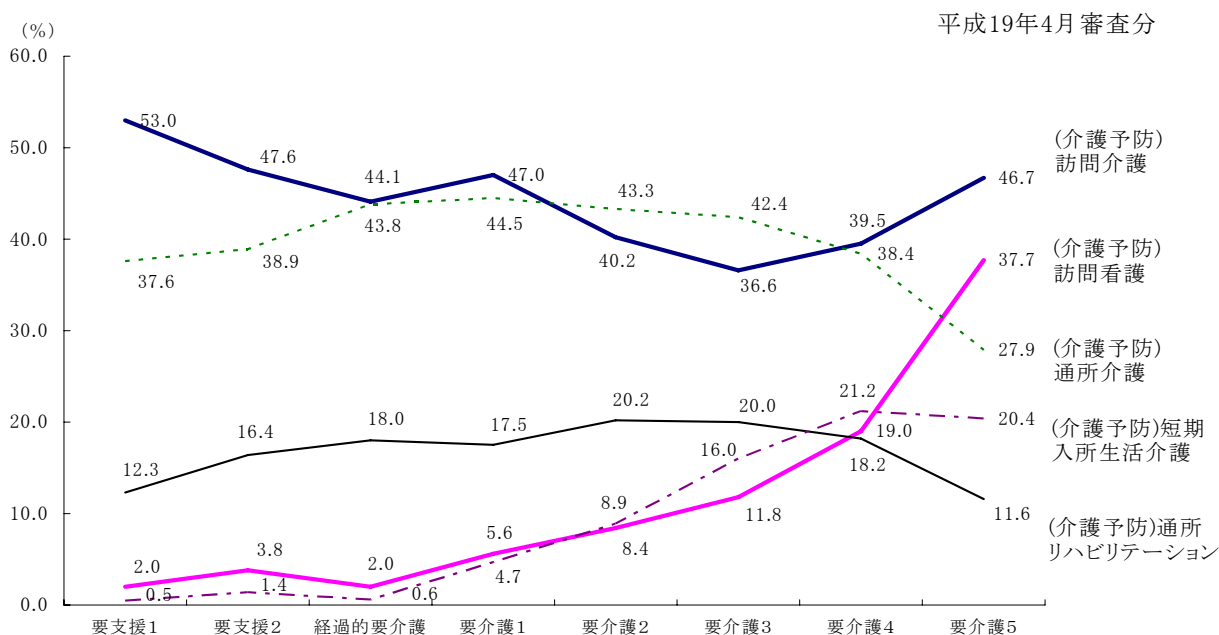
また、居宅サービス別に受給者の要介護（要支援）状態区分別利用割合をみると、訪問介護はいずれの要介護（要支援）状態区分でも約4割～5割となっており、訪問看護は要介護（要支援）状態区分が高くなるに従って利用割合も高くなっている（図5）。

図4 平均居宅サービス給付単位数・平均利用率



注: 1) 居宅サービス受給者平均給付単位数は(居宅サービス給付単位数/受給者数)である。
 2) 平均利用率(%)は(平均給付単位数/支給限度基準額×100)である。

図5 居宅サービス別にみた受給者の要介護(要支援)状態区分別利用割合

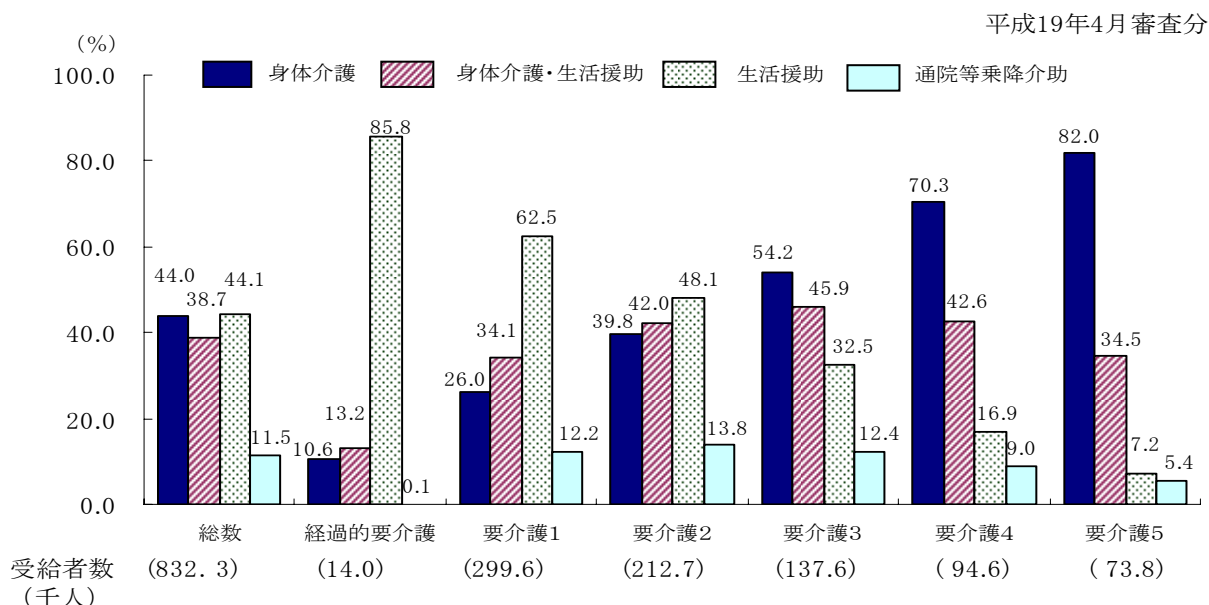


(2) 訪問介護

平成19年4月審査分の訪問介護受給者について要介護状態区分別に訪問介護内容種類の割合をみると、経過的要介護では「生活援助」85.8%、要介護5では「身体介護」82.0%などとなっており、要介護状態区分が高くなるに従って「身体介護」の利用割合が高くなり、「生活援助」の利用割合は低くなっている（図6）。

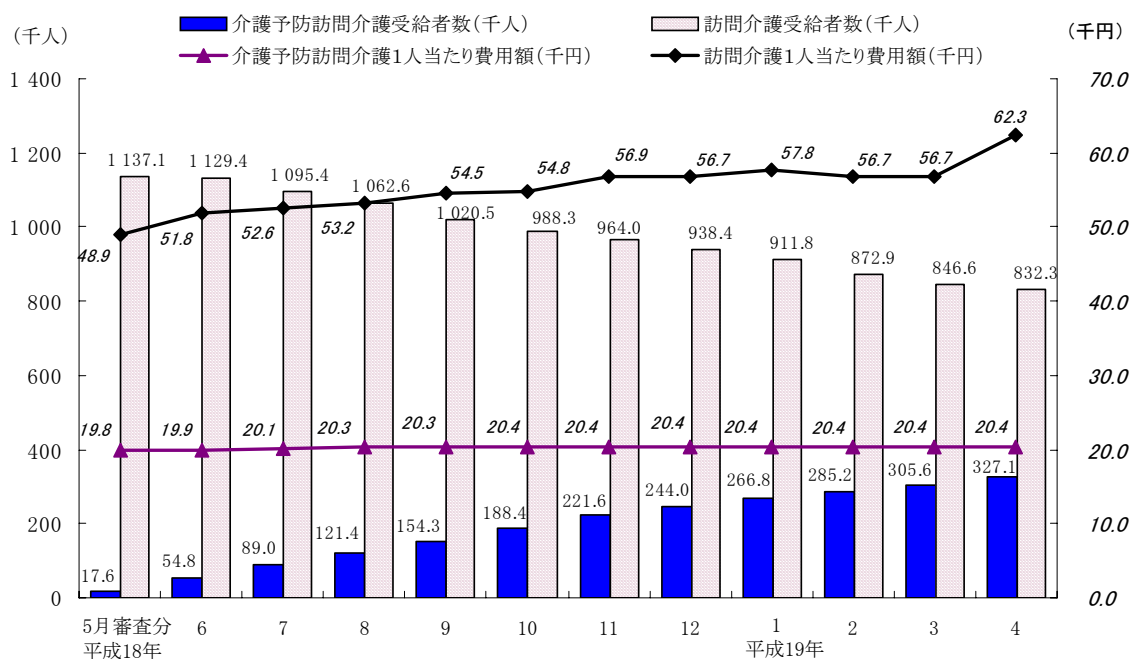
また、1人当たり費用額は、介護予防訪問介護ではほぼ一定額で推移しているが、訪問介護では、受給者の介護予防サービスへの移行に伴い増加している（図7）。

図6 要介護状態区分別にみた訪問介護内容種類別受給者数の割合



注: 1) 訪問介護内容種類別受給者数は、それぞれの内容種類別の実受給者数である。
 2) 「身体介護・生活援助」とは、身体介護に引き続き生活援助を行った場合をいう。

図7 介護予防訪問介護・訪問介護の受給者数及び1人当たり費用額の月次推移



(3) 福祉用具貸与

福祉用具貸与種目別に、1年間の単位数の割合をみると、「特殊寝台」が40.9%、「車いす」が22.1%となっており、「特殊寝台付属品」及び「車いす付属品」を含めると、特殊寝台及び車いすの貸与が全体の8割を占めている（表9）。

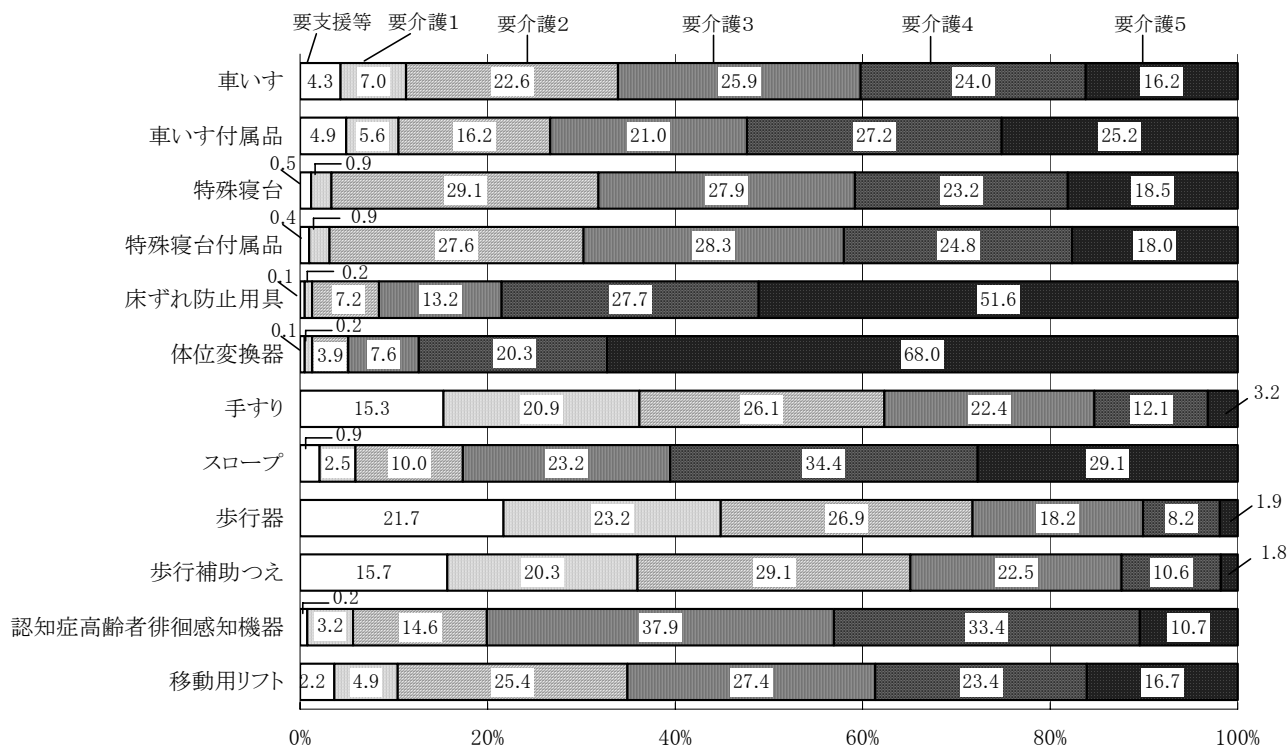
表9 福祉用具貸与種目別にみた件数・単位数

	件 数				単 位 数			
	平成18年度 (千件)	構成割合(%)	平成17年度 (千件)	対前年度 増減比(%)	平成18年度 (千単位)	構成割合(%)	平成17年度 (千単位)	対前年度 増減比(%)
総数	37 715.9	100.0	40 994.4	△ 8.0	16 877 280	100.0	18 850 380	△ 10.5
車いす	4 916.9	13.0	4 992.0	△ 1.5	3 732 018	22.1	3 924 615	△ 4.9
車いす付属品	1 102.9	2.9	1 017.7	8.4	212 349	1.3	198 235	7.1
特殊寝台	6 893.6	18.3	8 269.8	△ 16.6	6 909 443	40.9	8 520 668	△ 18.9
特殊寝台付属品	18 141.1	48.1	20 801.1	△ 12.8	2 682 184	15.9	3 125 129	△ 14.2
床ずれ防止用具	1 755.7	4.7	1 737.6	1.0	1 131 019	6.7	1 104 357	2.4
体位変換器	114.3	0.3	100.6	13.7	39 235	0.2	35 209	11.4
手すり	1 044.7	2.8	678.1	54.1	328 255	1.9	227 232	44.5
スロープ	705.6	1.9	614.4	14.8	439 013	2.6	378 570	16.0
歩行器	1 713.3	4.5	1 484.5	15.4	516 930	3.1	456 523	13.2
歩行補助つえ	763.8	2.0	723.5	5.6	90 161	0.5	87 454	3.1
認知症高齢者徘徊感知機器	27.6	0.1	21.8	26.6	22 347	0.1	18 157	23.1
移動用リフト	536.4	1.4	553.2	△ 3.0	774 327	4.6	774 232	0.0

注：各年度とも5月審査分～翌年4月審査分までの累計である。

図8 福祉用具貸与種目別にみた要介護(要支援)状態区分別件数の割合

平成19年4月審査分



注：要支援等とは、要支援1、要支援2および経過的要介護の合計である。

4 地域密着型サービスの状況

平成19年4月審査分における地域密着型サービスの請求事業所数は、認知症対応型共同生活介護で8,776事業所、認知症対応型通所介護で2,562事業所などとなっている(表10)。

また、地域密着型サービス別に、受給者の要介護(要支援)状態区分別の割合をみると、「要介護3」の割合が最も多く、次いで「要介護2」となっており、「要介護1」～「要介護3」の受給者が約7割を占めている(図9)。

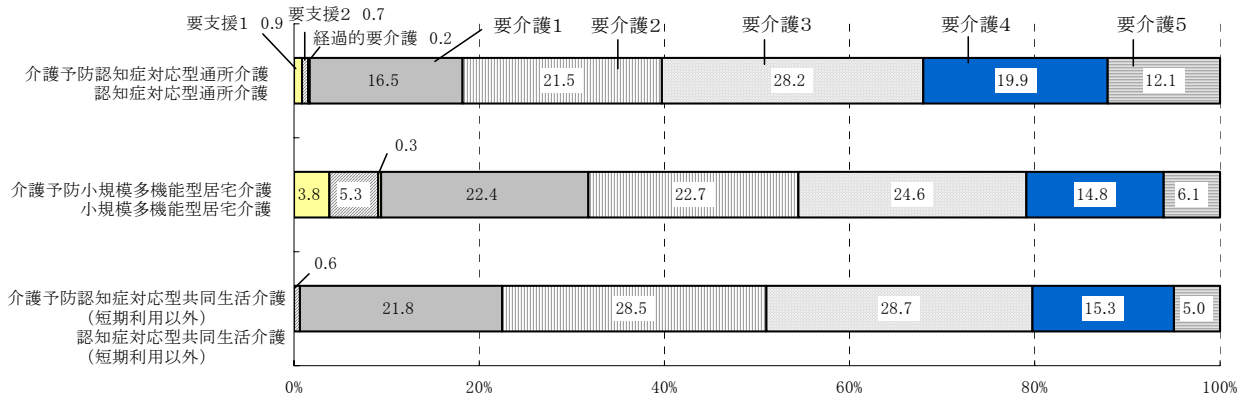
表10 地域密着型サービス請求事業所数の月次推移

(単位：事業所)

	平成18年								平成19年			
	5月審査分	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
介護予防認知症対応型通所介護	30	80	139	182	233	268	292	310	308	315	324	340
介護予防小規模多機能型居宅介護	-	4	13	22	37	51	69	96	115	136	159	184
介護予防認知症対応型共同生活介護	54	137	211	292	401	484	530	573	625	646	661	687
夜間対応型訪問介護	2	4	6	10	12	11	20	27	30	32	40	50
認知症対応型通所介護	2 144	2 240	2 307	2 363	2 377	2 403	2 436	2 453	2 493	2 515	2 530	2 562
小規模多機能型居宅介護	18	56	84	123	152	184	233	290	345	406	437	507
認知症対応型共同生活介護	8 210	8 321	8 385	8 450	8 469	8 521	8 594	8 621	8 668	8 702	8 736	8 776
地域密着型特定施設入居者生活介護	14	18	20	21	21	23	23	26	29	34	36	36
地域密着型介護老人福祉施設	32	40	41	41	41	44	46	47	48	50	51	51

図9 地域密着型サービス別にみた要介護(要支援)状態区分別受給者数の割合

平成19年4月審査分



5 施設サービスの状況

(1) 要介護状態区別にみた単位数・受給者1人当たり費用額

各施設サービスの1年間の単位数は、介護福祉施設サービスが最も多く、次いで介護保健施設サービス、介護療養施設サービスとなっている（表11）。

また、受給者1人当たり費用額をみると、いずれの施設サービスも要介護状態区分が高くなるほど費用額も高くなっている（図10）。

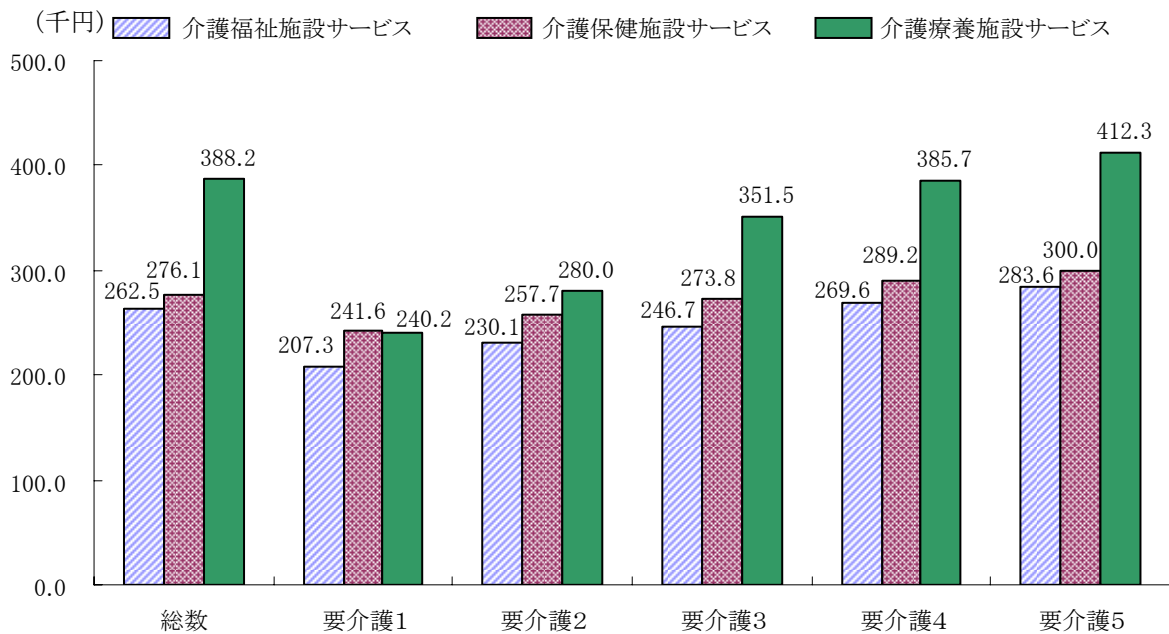
表11 施設サービス別にみた要介護状態区分別単位数

平成18年5月審査分～平成19年4月審査分

	介護福祉施設サービス		介護保健施設サービス		介護療養施設サービス	
	単位数 (千単位)	構成割合 (%)	単位数 (千単位)	構成割合 (%)	単位数 (千単位)	構成割合 (%)
総 数	122 560 646	100.0	97 531 664	100.0	50 799 050	100.0
要介護1	4 973 505	4.1	9 605 947	9.8	668 344	1.3
要介護2	10 854 233	8.9	16 540 958	17.0	1 606 745	3.2
要介護3	23 307 083	19.0	25 673 744	26.3	5 402 784	10.6
要介護4	40 913 809	33.4	27 608 608	28.3	14 112 865	27.8
要介護5	42 257 057	34.5	17 745 678	18.2	28 992 151	57.1

図10 要介護状態区別にみた施設サービス別受給者1人当たり費用額

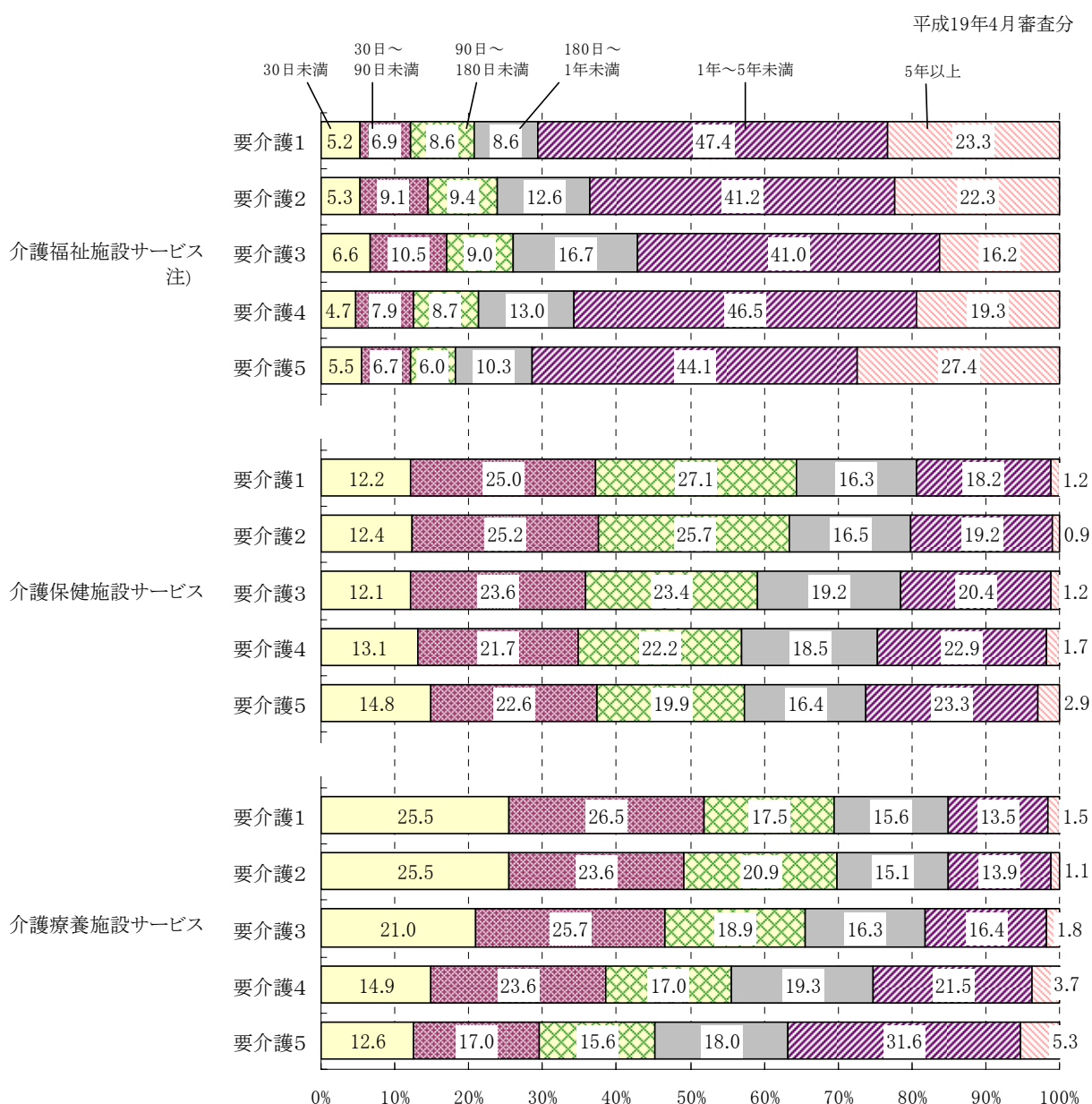
平成19年4月審査分



(2) 退所(院)者の入所(院)期間別割合

平成19年3月中に退所(院)した施設サービス受給者について、要介護状態区別に入所(院)期間の割合をみると、介護福祉施設サービスではいずれの要介護状態区分でも「1年～5年未満」が最も多く、介護保健施設サービスでは「30日～90日未満」及び「90日～180日未満」が多くなっている。介護療養施設サービスでは、要介護状態区分が高くなるに従って「30日未満」及び「30日～90日未満」の割合が少なくなり、「1年～5年未満」の割合が多くなっている。(図11)

図11 施設サービス・要介護状態区別にみた退所(院)者の入所(院)期間別構成割合



注：介護福祉施設サービスには、地域密着型介護福祉施設サービスを含む。

統計表1 介護予防サービス受給者数, 月・サービス種類別

(単位:千人)

	平成18年5月 審査分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月	4月
総数	45.2	125.5	198.7	266.6	334.4	404.2	463.0	507.7	547.8	583.7	620.7	662.6
介護予防居宅サービス	37.2	115.0	186.9	254.7	321.5	391.0	451.2	495.3	536.6	572.7	610.1	651.6
訪問通所	36.2	112.2	182.0	247.9	312.5	379.9	437.1	479.8	519.7	554.5	590.9	631.1
介護予防訪問介護	17.6	54.8	89.0	121.4	154.3	188.4	221.6	244.0	266.8	285.2	305.6	327.1
介護予防訪問入浴介護	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
介護予防訪問看護	1.0	3.1	5.3	7.7	9.7	11.8	13.5	14.8	15.9	16.9	17.9	19.0
介護予防訪問リハビリテーション	0.1	0.3	0.6	0.9	1.3	1.6	2.2	2.7	2.9	3.2	3.5	3.8
介護予防通所介護	13.0	40.4	67.4	93.3	118.7	147.3	173.6	191.7	206.4	219.3	233.3	249.2
介護予防通所リハビリテーション	5.4	15.6	25.6	35.2	45.1	55.0	65.0	71.7	77.7	82.2	88.1	94.1
介護予防福祉用具貸与	6.0	22.0	34.5	45.3	54.3	61.2	45.7	48.9	52.8	57.1	60.8	66.3
短期入所	0.4	1.2	2.0	2.8	4.0	4.7	5.8	6.2	6.0	6.3	6.5	7.6
介護予防短期入所生活介護	0.3	0.9	1.6	2.3	3.2	3.8	4.6	5.0	4.9	5.2	5.3	6.3
介護予防短期入所療養介護(老健)	0.1	0.2	0.4	0.5	0.7	0.9	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.3
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
介護予防居宅療養管理指導	0.5	1.5	3.1	4.7	6.3	7.8	9.3	10.2	11.2	12.3	13.1	14.1
介護予防特定施設入居者生活介護	0.7	2.0	3.3	4.5	5.9	7.5	9.8	11.1	12.4	13.2	14.3	15.1
介護予防支援	43.6	113.1	180.7	244.4	310.5	378.0	431.2	477.5	516.0	550.0	587.4	627.7
介護予防地域密着型サービス	0.1	0.3	0.5	0.7	0.9	1.1	1.4	1.6	1.6	1.7	1.9	2.0
介護予防認知症対応型通所介護	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
介護予防小規模多機能型居宅介護	-	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	0.1	0.2	0.2	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	-	0.0	-	-	-	-	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0

統計表2 介護サービス受給者数, 月・サービス種類別

(単位:千人)

	平成18年5月 審査分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月	4月
総数	3 451.1	3 501.7	3 407.3	3 332.7	3 261.6	3 194.8	3 129.5	3 084.0	3 036.9	2 985.1	2 934.3	2 919.6
居宅サービス	2 535.0	2 565.0	2 473.3	2 403.7	2 319.4	2 252.4	2 193.1	2 145.2	2 098.0	2 040.9	1 989.8	1 970.8
訪問通所	2 391.6	2 406.0	2 318.7	2 250.5	2 163.7	2 097.3	2 031.2	1 985.0	1 935.5	1 873.9	1 823.4	1 803.5
訪問介護	1 137.1	1 129.4	1 095.4	1 062.6	1 020.5	988.3	964.0	938.4	911.8	872.9	846.6	832.3
訪問入浴介護	79.3	81.3	81.6	80.7	80.3	79.5	80.1	80.3	81.3	79.6	78.9	79.3
訪問看護	249.2	254.7	253.0	249.5	245.6	243.4	240.9	238.7	236.3	231.6	229.2	230.4
訪問リハビリテーション	21.0	23.5	24.9	25.5	26.3	27.6	31.7	33.6	34.5	35.0	35.8	36.4
通所介護	974.3	993.7	972.7	952.8	924.0	908.9	897.2	883.4	863.4	834.5	822.4	821.5
通所リハビリテーション	432.3	440.0	430.6	421.3	409.9	402.2	399.9	392.7	382.6	369.2	361.5	361.2
福祉用具貸与	1 006.4	1 017.3	988.4	963.4	930.4	901.8	805.9	803.1	797.0	790.7	780.4	788.4
短期入所	253.6	268.6	263.1	264.0	274.3	269.7	279.6	275.1	261.5	255.2	254.2	270.2
短期入所生活介護	202.7	213.6	209.0	210.6	220.0	216.2	223.4	220.5	212.2	208.6	208.1	220.4
短期入所療養介護(老健)	49.3	53.1	52.3	51.8	52.8	52.0	54.9	53.2	48.0	45.4	45.0	48.8
短期入所療養介護(病院等)	5.1	5.6	5.4	5.3	5.4	5.4	5.6	5.5	5.0	4.9	4.7	5.1
居宅療養管理指導	199.2	218.1	218.0	217.2	215.7	214.2	217.5	213.6	213.0	213.6	212.1	213.4
特定施設入居者生活介護	64.1	66.7	67.0	67.7	67.5	69.9	74.7	76.8	78.7	79.1	79.1	80.2
居宅介護支援	2 403.3	2 384.4	2 323.2	2 259.0	2 177.6	2 116.8	2 041.2	2 002.4	1 954.8	1 895.0	1 849.3	1 833.5
地域密着型サービス	146.3	155.0	156.6	159.8	160.5	161.8	165.3	166.9	168.5	169.7	170.9	173.5
夜間対応型訪問介護	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.6
認知症対応型通所介護	33.5	37.9	38.5	39.2	39.3	39.6	40.4	41.1	41.0	40.7	40.8	41.5
小規模多機能型居宅介護	0.1	0.6	0.9	1.4	1.5	1.8	2.4	2.9	3.5	4.1	4.7	5.6
認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	111.8	115.3	116.0	117.9	118.3	118.9	120.9	121.3	122.1	123.0	123.3	124.3
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5
地域密着型介護老人福祉施設サービス	0.6	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
施設サービス	800.4	816.9	815.7	811.8	825.0	824.2	824.4	823.5	825.1	825.0	823.5	829.0
介護福祉施設サービス	388.3	397.6	396.9	394.7	401.7	402.1	403.1	403.6	404.2	404.0	403.7	406.4
介護保健施設サービス	297.8	300.6	301.2	301.3	304.9	304.5	304.4	304.3	305.7	306.0	305.7	309.2
介護療養施設サービス	118.5	122.9	121.5	119.3	121.8	120.9	120.5	119.2	118.7	118.5	117.5	117.4

用語の定義

(1) 原審査

サービス事業所から請求のあった介護給付費明細書等に対する審査をいい、計画単位数を超える請求があった場合は査定減点されることがある。

なお、原則としてサービス提供月の翌月が各都道府県国民健康保険団体連合会の審査月となっている。

(2) 受給者数

当該審査月に保険請求のあった者の数であり、同一被保険者が同一月に2種類以上のサービスを受けた場合、サービスごとにそれぞれ計上するが、総数、小計には1人と計上している。

なお、年間累計受給者数は、各審査月の受給者数を合計している。

(3) 年間実受給者数

平成18年4月サービス提供分から平成19年3月サービス提供分の介護サービス受給者について名寄せを行ったものであり、当該期間途中に被保険者番号の変更があった場合は、別受給者として計上している。

(4) 年間継続受給者数

平成18年4月から平成19年3月の各サービス提供月について1年間継続して介護サービスを受給した者をいう。

(5) 認定者数

要介護（要支援）認定を受け介護保険の受給資格がある者として、審査月の前月中に受給者台帳に登録されている者をいう。

(6) 費用額

保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額である。

(7) 単位数

介護サービス費用の単位であり、1単位の単価は地域により異なる。

(8) 居宅サービス給付単位数

介護給付費明細書のうち、居宅サービス支給限度額管理対象単位数の合計である。

(9) 経過的要介護

改正介護保険法施行日（平成18年4月1日）において、有効期間が満了する前の旧要支援者については、改正介護保険法附則第8条の規定により、施行日に要介護認定を受けたものとみなされるため、当該有効期間満了日までの間は「経過的要介護」として予防給付ではなく介護給付の対象となる。

(10) 訪問介護内容類型

- ・身体介護…利用者の身体に直接接触して行う介護等と、日常生活に必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。
- ・生活援助…日常生活に支障が生じないように行われる調理・洗濯・掃除等をいう。
- ・通院等乗降介助…要介護者の通院等のために指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行い、あわせて乗車前・降車後の屋内外での移動等の介助、または通院先・外出先での受診等の手続・移動等の介助を行うことをいう。